

令和 7 年度第 2 回二宮町国民健康保険運営協議会次第

日 時 令和 7 年 11 月 25 日 (火)

13 時 00 分～

場 所 二宮町役場 第 1 会議室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 事

(1) 令和 7 年度二宮町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号(案)について

(2) 令和 8 年度保険税率・納付金(仮算定)の状況について

4. その他

5. 閉 会

資料 1

令和7年度二宮町国民健康保険特別会計補正予算第2号（案）の概要

1. 補正予算額

歳入歳出ともに総額としては1,107千円の増額補正になります

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,887,961	1,107	2,889,068

2. 補正予算（案）のポイント

(単位：千円)

○歳入　　・財産収入 182

　　財政調整基金利子収入

　　→定期預金の利率が上がったことによる収入増

　　・繰入金 925

　　職員給与費等繰入金

　　→総務費の増と同額を増

●歳出　　・総務費 925

　　支給実績等に伴う職員給与・手当等の増

　　・保健事業費 1,045

　　特定健診データ管理手数料 24

　　特定健診委託料 609

　　→当初の見込みより受診者が増えたことによる増

　　会計年度任用職員の給与改定等による増 412

　　・基金積立金 182

　　→定期預金の利率が上がったことによる利子収入の増に伴う増

　　・諸支出金 40

　　令和6年度国庫支出金の精算に伴う増

　　・予備費 △ 1,085

　　保健事業費・諸支出金分の調整

歳 入

(単位:千円)

款 項 目 節	予算現額 (補正前)	補正	補正後予算額	説 明
5 財産収入	19	182	201	
1 財産運用収入	19	182	201	
1 利子及び配当金	19	182	201	
1 利子及び配当金	19	182	201	財政調整基金利子収入 182
6 繰入金	185,383	925	186,308	
1 他会計繰入金	185,383	925	186,308	
1 一般会計繰入金	183,538	925	184,463	
2 職員給与費等繰入金	46,606	925	47,531	職員給与費等繰入金 925
歳入合計	2,887,961	1,107	2,889,068	

歳 出

(単位:千円)

款 項 目 節	予算現額 (補正前)	補正額	補正後予算額	説 明
1 総務費	47,635	925	48,560	
1 一般管理費	43,611	925	44,536	
2 給料	43,074	925	43,999	
3 職員手当等	12,930	550	13,480	一般職給4名分 550
4 共済費	10,844	281	11,125	職員手当等 281
18 負担金、補助及び交付金	4,363	17	4,380	共済費 17
4 保健事業費	6,673	77	6,750	県市町村職員退職手当組合負担金 77
1 特定健診等事業費	32,865	1,045	33,910	
特定健診委託料	31,926	1,045	32,971	
1 報酬	31,926	1,045	32,971	
11 役務費	4,768	412	5,180	会計年度任用職員報酬 412
12 委託料	1,068	24	1,092	手数料 24
5 基金積立金	23,970	609	24,579	特定健診委託料 609
1 基金積立金	19	182	201	
1 基金積立金	19	182	201	
24 積立金	19	182	201	財政調整基金利子収入積立金 182
7 諸支出金	9,041	40	9,081	
1 償還金及び還付加算金	4,270	40	4,310	
2 儻還金	25	40	65	
22 儻還金利子及び割引料	25	40	65	国庫支出金等返還金 40
8 予備費	28,644	△ 1,085	27,559	予備費減 △ 1,085
歳出合計	2,887,961	1,107	2,889,068	

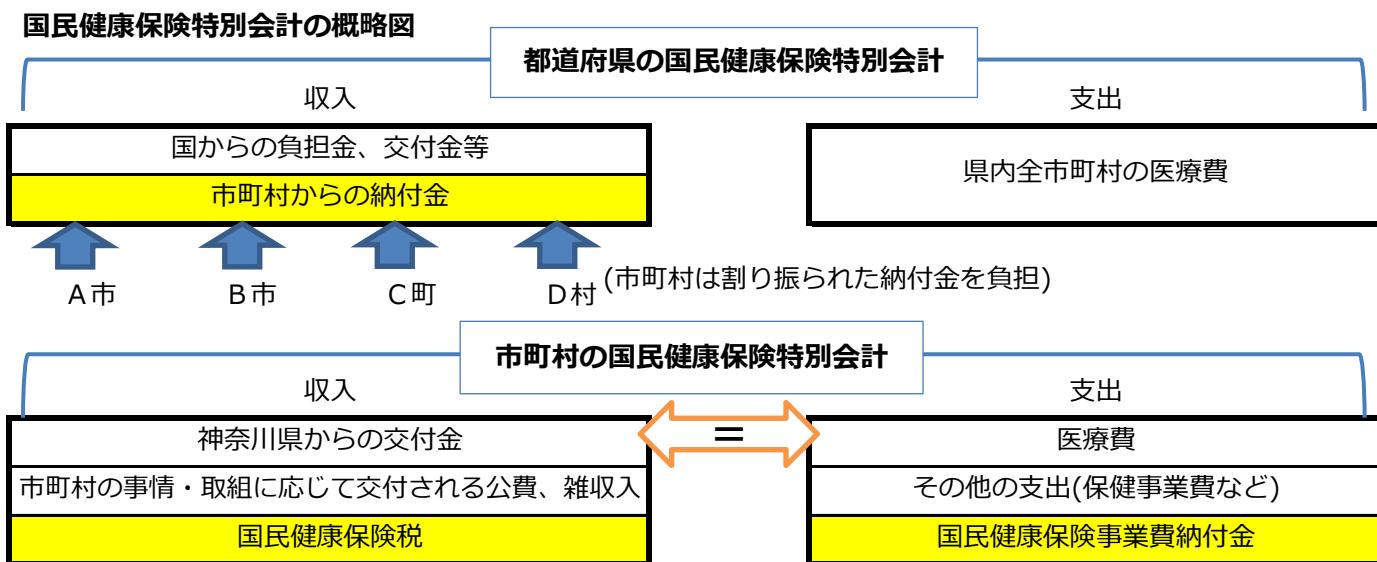
資料2

令和8年度保険税率・納付金(仮算定)の状況について

1.国保事業費納付金の仕組み

医療費は神奈川県が全額負担しているため、県全体の医療費と国からの交付金の差額(不足分)を事業費納付金として市町村が県に支払います。

納付金は、医療費水準や所得水準、被保険者数等に応じて市町村ごとに按分し計算されます。



2.令和8年度国保事業費納付金の仮算定結果

神奈川県による国保事業費納付金仮算定の結果、二宮町が県へ納付する令和8年度国保事業費納付金は7億8,739万6千円で令和7年度から2,324万6千円の増となります。

※1月に確定係数による計算がされるため、金額は変更となる場合があります。

【増額の要因】

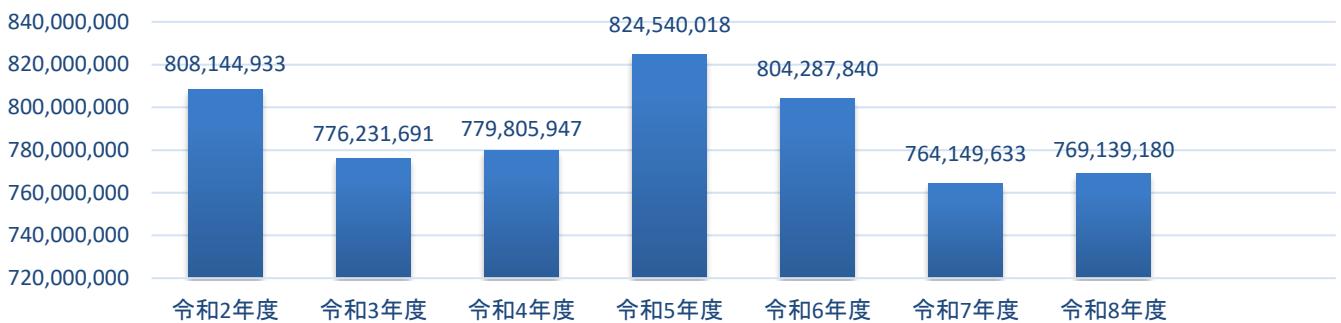
子ども子育て支援金制度が令和8年度から始まること(1,825万7千円の増)及び、県全体として納付金が上がっていることなどにより増加しています。

国保事業費納付金

(単位：千円)

区分\算定結果	令和8年度	令和7年度	前年度比
基礎課税分	515,223	510,402	4,821
後期支援金分	189,373	190,434	△ 1,061
介護納付金分	64,543	63,314	1,229
子ども子育て支援金分	18,257	0	18,257
小計	787,396	764,150	23,246

国保事業費納付金の推移



※経年比較をするため、令和8年度の子ども子育て支援分は除く納付金額

3.現在の保険税率

令和6・7年度は下記の保険税率等で運営しています。

区分	年度	令和6・7年度	令和3～5年度	令和元～2年度
	所得割額	6.93%	6.25%	6.55%
医療分	均等割額	25,600円	25,600円	26,356円
	平等割額	26,200円	26,200円	26,681円
	所得割額	2.65%	2.10%	2.27%
後期支援金分	均等割額	10,900円	9,400円	9,696円
	平等割額	7,800円	7,800円	7,928円
	所得割額	2.55%	2.00%	1.83%
介護分	均等割額	17,000円	17,000円	16,833円

4.令和8年度保険税率について

後期高齢者医療への移行に伴い被保険者数が減少している中、県への納付金は増加している状況です。一方で、令和7年度から令和8年度へ一定額の繰越金が見込めることがや、現時点で約7,000万円の基金があるため、その活用を踏まえ来年度の税率等を検討していきます。

子ども・子育て支援金制度が開始します

「子ども・子育て支援金制度」って何？

- 「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業の皆様から**支援金を拠出**いただき、それによる**子育て世帯に対する給付の拡充**を通じて、**こどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組み**です。
- 支援金は児童手当の拡充など6つの事業に充てられます。詳細は裏面をご確認ください。

※支援金が充てられる給付は法定されているため、国会での審議や法改正なしに使い途を増やすことはできません。



なぜ独身者や高齢者も負担する必要があるの？

- 子育て支援は、こどもたちが健やかに成長していくためのものであり、そのこどもたちは将来おとなになりこの社会を支える担い手となるため**子育て支援は全ての方にとってメリット**があります。
- そのため、独身者や高齢者も含む**全世代や企業の皆様から拠出いただくこと**としております。



いつから始まるの？

支援金は**令和8年4月分から医療保険料とあわせて拠出いただきますが**、実際に徴収が開始する時期は加入する医療保険によって異なります。



※被用者保険に加入している方は給与所得から、年金を受給されている方は年金額から天引きとなります。

支援金額はどのくらいになるの？

支援金額は**加入する医療保険制度や所得に応じて異なりますが**、**全ての医療保険制度の加入者で平均すると**、

令和10年度で月額 450円（令和8年度は250円）と試算しています。

詳しくは、「**子ども・子育て支援金に関する試算**」をご参照ください

※支援金制度の導入に当たっては、社会保障分野の歳出改革等をあわせて行うこととしており、国民の皆様に追加のご負担を求めることがない仕組みとしています。

こども家庭庁HP



児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。

支援対象	児童手当(月額)
0歳～3歳未満	1.5万円
3歳～小学生	1万円
中学生	1万円
第3子以降	1.5万円

支援対象	児童手当(月額)
0歳～3歳未満	1.5万円
3歳～小学生	1万円
中学生	1万円
高校生	1万円
第3子以降	3万円

※令和6年10月分から拡充

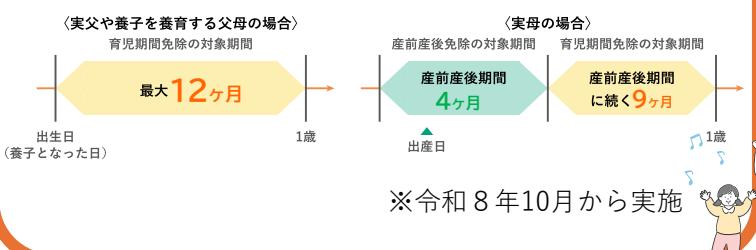
育児時短就業給付

- 「育児時短就業給付」を創設し、
子どもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合に、
時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。

※令和7年度から実施

育児期間中の国民年金保険料免除

- 国民年金の第1号被保険者の方を対象に、
育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。



※令和8年10月から実施

妊婦のための支援給付

- 「伴走型相談支援」
の面談と合わせて、
・妊娠届出時に5万円
・妊娠後期以降に
妊娠している
子どもの数×5万円
を支給します。



妊娠
届出時
5万円

妊娠している
子どもの数
×5万円

※令和7年度から制度化

出生後休業支援給付

- 「出生後休業支援給付」を創設し、
子の出生直後の一定期間内に
両親ともに14日以上の育児休業を取った場合、
最大28日間、手取りの10割相当を支給します。

育児休業給付



※令和7年度から実施

こども誰でも通園制度

- 「こども誰でも通園制度」は、
保育所等に通っていない0歳6ヶ月から
満3歳未満の子どもが
時間単位等で柔軟に利用できる制度です。
(こども1人当たり10時間／月)

※令和7年度は希望自治体、令和8年度より全国実施

子ども・子育て支援金制度についてもっと知りたいときは



こども家庭庁のHP
(概要説明)



担当職員による紹介記事



三原大臣からのメッセージ

